

2021年3月特別会議 意見書案に対する討論

2021年3月31日

杉浦 智子

私はただいま議題となっています、
意見書案第6号 大戸川ダム of 早期建設を求める意見書 に対する反対討論を行います。

90年代に長良川河口堰建設反対運動に代表されるように、ダム、堰などの大型開発が環境や貴重な生態系を破壊するとして、建設中止を求める運動が活発化しました。こうした流れを受け、1995年5月、当時の建設省は計画中のダムや堰について対象事業毎に、事業の中止、変更、継続の意見を聞くという第三者からなるダム事業審議委員会制度を創設しました。この制度によって、審議の結果、事業が中止となることもありました。こうした背景の中で、河川法が改正され、第1条の目的に「河川環境の整備と保全」が加えられ、さらに、第16条の2に河川管理者が河川整備計画を作成する際には必要に応じて「住民の意見を反映させるために、必要な措置を講じなければならない」と定められ、生物の生息生育、魅力ある水辺空間の整備と保全が具体的な目標とされました。これに基づき、各河川に流域委員会が設立され、流域の意見を取り入れることになったのです。

こうして設置された、淀川水系流域委員会は600回以上の議論を経て、2005年、「ダムは原則として建設しない」とし、「要するにこれからの治水はダム以外の方法にすることを基本とし、新たなダムの建設はほかに実行可能で有効な方法がない場合の最後の選択肢とすべきである。したがってこれらの治水は河道の整備や堤防を補強して破堤しないようにするなどの『河川対応』ならびに土地利用の規制や避難対策などの『流域対応』への併用を基本とすべきである」という画期的な提言を出したのです。

そして2008年11月には、大戸川ダム建設について、大阪府、京都府、滋賀県、三重県の4府県の知事が合同で「優先順位が低い」と「建設凍結」を求める共通認識の声明を発表し、国は2009年に建設を凍結しました。もとより、こうした行政の動きは、自然保護と実効性のある治水対策を求める滋賀県民の粘り強い運動が後押ししたことも忘れてはなりません。

しかし国土交通省近畿地方整備局は、今年2月、淀川水系に関連する6府県の調整会議を開催し、大戸川ダム本体の着工に向け、現状の整備計画の変更手続きに入ることで一致したとし「変更原案」を公表しました。

本意見書案にあるように、近年頻発している想定を超えた豪雨災害により、さらなる河川整備の必要性は増しており、住民の生命・財産を守るために、ハード・ソフト両面での対策を強化することは、国をはじめとした行政の重要な責務です。

しかし、近年の全国で多発した洪水で、ダムによる治水の限界が示されています。ダムは100年に1回の降雨を想定していますが、これを超える降雨は近年頻発しており、容量を超えて流入すれば緊急放流するしかなく、急激な水位上昇で越水破堤による逃げ遅れが生じることで、多くの犠牲者を出し被害を深刻にする事例が各地で起きました。我々はこうしたことを教訓にすべきであり、同じことをくり返すわけにはいきません。

大戸川ダムについては、流域住民のみなさんが日頃から大戸川を含む豊かな自然環境を大切に、恩恵を感じながら、そこに息づく文化を守り暮らしておられることを幾度となくお聞きしています。私は夏には大戸川の支流である天神川の上流に、地域の子もたちとデイキャンプに訪れたり、湖南アルプスの麓を散策したりします。平時はとても穏やかな大戸川もひとたび大雨が降ると、様相

は一変し「暴れ川」といわれるように、土砂で濁りきった水が大きな音を立てて流れる姿は、とても恐ろしいものだということも、幾度も現地足を運び実感しているところです。地域住民のみなさんがどれほどに不安を感じ、対策を望まれているのか、先の27日に行われた公聴会において、繰り返される洪水被害を軽減し、安全で安心した暮らしを切に願われている住民の方々の声に応えることの重要性も十分に認識しているところです。

だからこそダムの整備について、住民への説明を丁寧に行うことが大切であることを強調したいと思います。

洪水被害から住民の命や財産を守るためには、住民の参加なくしては進みません。今、国に対してダム建設の推進を求めるよりも、まずは正確な情報による住民への丁寧な説明をしっかりと求め、ダムありきの計画は見直すことが何よりも大切だと考えるものです。

現計画では、「ダム本体工事については中上流の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」とされています。計画変更にあたって、この検証はどのように行われたか、実施時期はどのように検討されたのか、また現計画の大戸川ダム凍結の背景にあった4府県知事意見の「大戸川ダムの優先順位は低い」という当時の共通認識の何が、どのように変わったのかを明らかにする必要があります。

ダムの治水効果についても、正確な情報提供のもとで説明すべきです。

またダム計画に伴い、苦渋の選択のもと集団移転された大鳥居地域のみなさんのお気持ちを大切にすることは言うまでもありません。20年以上経過して、新たな不安や課題もおありだということもお聞きしています。このような状況に至ったことについては、国が責任をもって対応すべきであります。

公聴会での意見にもありましたが、大戸川ダムの予定地も巨大な重力式コンクリートダムの設置でなく、一定量の貯水機能を有した遊水地に計画を見直せば、地域の自然環境を一定残していくことにもつながります。ダムでは防げない内水氾濫に備えた排水施設の整備や、もしもの時に備えた避難対策の充実も大切です。

国に対して求めるべきは、自治体がそれぞれの自然条件、住民生活に応じた治水対策を進めるための財源をしっかりと措置することであり、「強力な推進」ではないと考えます。

河川法の目標である「生物の生息生育、魅力ある水辺空間の整備と保全」に立ち返り、これまで地域住民のみなさんが大切にしてこられた自然との共生を基本に、大津市ならびに大津市議会が、住民とともに安全安心のための堤防の強化や遊水池、水田の活用、避難所の整備など流域治水に取り組むことこそ急ぐべきと考えるもので、本意見書案に反対します。